

駅通情報

第39号

時評

旧駅通所の現状と 今後の駅舎等の保存について

近世における陸上交通の拠点としての駅通所は、駅舎等施設と人足駅馬によって構成され、これを駅通取扱人により管理運営されている。

北海道における駅通制度は、昭和二十二年三月をもつて終結したが、以来、既に六十年が経とうとしている。従って、当時の施設のほとんどは消滅して、現存しているものは極めて少ない。

特に、駅通運営の拠点である駅舎について見ると、現在存置されているとして、私の手で把握されているものは、次のとおり七か所に過ぎない。

一、現存しているもの

1 島松駅通所

明治六年十二月設置、同二十一年四月廃止。千歳郡島松村所在。一部改修され現在は展示館として保存。

2 幌向駅通所

明治四十二年十二月設置、昭和六年十月廃止。空

知郡幌向村所在、大正十五年新築。展示館として現存。

3 旭川駅通所

明治二十四年四月設置、同三十六年七月廃止。(本山駅通、十二号駅通ともいう)上川郡旭川村所在。飯定街道中央道路拠点として設置されたもの。

4 武尊駅通所

大正九年一月設置、昭和十一年十一月廃止。常呂郡留邊釜町所在。昭和初期木造二階建てに改築。調査時、住宅として使用中。

5 奥行臼駅通所

明治四十二年十月設置、昭和五年六月廃止。野付郡別海村所在。展示館として現存。

6 噴路駅通所

明治二十三年六月設置、昭和三年六月廃止。川上郡南牛村所在。郷土資料館として現存。

7 ソークケシオオマバツ駅通所

(ソークケシオオマナイ駅通、又は仕渡康駅通とも称す)。明治四十二年十二月設置、昭和九年五月廃止。虻田郡高茂別村所在。札幌市同拓の村に移転、展示館として現存。

私が直接現存を確認したのは以上のとおりである。全道には、このほかにも若干は現存しているものがあると思われるが、それは多くはないであろう。なお、近年になって消滅した旨、連絡を受けたものが、次のとおりある。

1 猿轡駅通所

明治十一年一月設置、昭和十一年四月廃止。幌泉郡猿轡村所在。えりも郷土館より日置駅通所が出火

により損失した旨通報があったものであるが、該留
 駅通所の間違いであろう。

2 ムリイ駅通所
 大正十四年六月設置、昭和十年九月廃止。(武利
 駅通ともいふ) 被別郡丸瀬布村所在。
 丸瀬布図書館長秋葉実氏より、近日中に取り壊す
 予定との通報があったので、現状の写真を撮って、く
 れるよう依頼し、写真を手した。

注 所在地は旧住所とした。また、駅通所名は、告示の
 さいの所名とした。

二 その他の駅通所

江戸時代設置のものについては、旅行者の矢立てによ
 る手書きのものが若干あるほかにはなく、その形態を知
 る方法としては、旅行記等による以外に方法はない。ま
 た、明治以降についても極く一部に写真が残っている程
 度で、我れわれ研究者が入手できる方法はない。

私の手元には、私の研究生活四十数年間に収集できた
 写真は二十数枚に過ぎない。私の長い研究活動からみて、
 至って少ない数である。元々私は、駅通史をまとめるの
 が主目的で初めたものであり、施設や物件の収集には余
 り興味がなく、収集を怠ってきってしまった。

全道には、制度廃止まで延七百か所近くも設置された
 のであるから、それは四割にも足らぬ数である。現在に
 なると、まことに残念というほかはない。

元駅通関係者の子孫等で、駅舎等の写真を所持してい
 る方があれば、私にとはいわなくても近くの資料館等
 に預けて頂ければ幸いである。

明治初期における 駅通所の運営実態 (十一)

○ 山越内駅通所 (1)

前号(第三八号)黒岩駅通所の項でも若干触れた
 ものであるが、山越内は、和人居住地(和入地)と
 東蝦夷地との境にあたっていて、古来、交通の要衝
 としてその名が知られていた。そのため、旅人取り
 締まりのため関所が設けられた。

駅通所について記述する前に、関所の開設に至っ
 た経緯についてその概略を記することにしたい。

○ 山越内関所の開設に至った経過

蝦夷(松前)政権がようやく安定期に入り、和入
 居住地(和入の永住を許された地域、和入地という)
 の範囲も次第に拡大され、藩制成立期の寛永年間の
 ころ、西は江差北部の乙部、東は汐首岬近くの石崎
 まで延長拡大していった。

しかし、これには具体的な資料に乏しくその時期
 等については断定し難い面もあるが、後述のとおり、
 寛永一〇(一六三三)年の幕府遣見使による意見の
 範囲が、西は乙部の瀬茂内、東は瀬泊、石崎の地と
 なっていることや、近世初期には龜田番所の設置が
 みられることからして、少なくとも寛永一〇年前後
 には和入地の範囲を決め、右のとおり境界が定めら
 れていたものと認められる。

以下中略し、後段を記述すると、

その後、東地は石崎以東の地への和入の移住者が

次第に増加し、天明期には、本来蝦夷地の扱いであった箱館六か場所（小安・野田追間）の一つである小安が、和人の集落となるに及んで和入地の地域的範囲は拡大され、寛政一一（一七九九）年、東蝦夷地の幕府直轄化を契機に、翌一二（一八〇〇）年、幕府は「箱館最寄りには蝦夷地之内ノタイイ迄日本人多く滞在候（休明老記）」の実態からして、小安から野田追に至る箱館六か場所を村莊にするに及んで、東部の地は一挙に北上して山越内まで拡大されるに至った。

さて、山越内閣所開設に至った経緯について触れると、寛政一一（一七九九）年、幕府が東地を假に上地し、緩いて永久上地をすると共に、文化時の初め、それまで屯田にあった番所を山越内に移し通行人の点検（旅人改め）を行うに始まる。その旅人改めの方法については至って詳しく、また複雑であったが、この点については拙著「北海道（宿駅）駅通制の研究・上巻江戸時代編」に詳細記述してあるので省略する。安政三（一八五八）年時における山越内の概況を「蝦夷行程記」は、次のとおり報じている。「山越内、昔、この地を蝦夷との境とす。運上屋一軒、人家八十五、六軒、漁小屋三十四軒、馬八十余疋ありといえり、船は沖にかかり荷役す。マシヤマンベへ九里三丁とす」とある。なお、閣所も幕末になるに従って、その任務が薄れ、明治維新を迎えて廃止されるに至った。

○駅通所の位置 山越内山越内村（現在の八雲町山崎）

○隣接距離

落部 二里四町
黒岩 四里十八町

○人馬設立・賃目賃銭

人足五銭・馬七銭
此他 函館駅二同ジ

○駅運取扱人

一人
明治五年九三円 同六年三五円

○経費

○沿革

- 1 寛永二年十二月会所設置受負人支配トス。
- 2 元治元年六月受負人ヲ廢シ会所ヲ村民ニ下付シ職役二名ヲ置キ各年金拾五兩ヲ与フ
- 3 明治五年駅場ト改メ取扱人二年金七拾円ヲ給ス
- 4 明治六年三月官給ヲ廢シ民費トス
- 5 同十二年更ニ人馬設立儀札料ヲ収メ給料ニ充シム

二 解 説

(一) 山越内駅通の履歴

1 駅路沿革志によると、山越内駅通所の位置について「胆振国山越郡山越内村、函館ヨリ寿郷街道ニアリ」とある。

なお、前述の、前書き末尾に安政三（一八五六）年時の山越内場所の地勢を記載しておいたが、当時、既に民家が八五軒、馬八〇余匹飼育していて、村並としての自治組織が整っているとしている。

2 また、開駅年月は、駅路沿革志も事業報告の記録も同じであるが、村並になったさいの従来の会所に

ついでに「元治元甲子年六月受負人庵セラレ村並トナリ会所ヲ受負(人)ヨリ運納トナル」とあって、同所が村並となることよって、それまで請負人に貸与していた会所の建物の運村を受け、これを村並に下げ渡しして引き続き駅舎として使用させることにした趣である。

なお、駅務は、以後村並が管理運営したが実際には郵便二名を当て、交番勤務として運営に当たったのであった。

なお、建物(会所の建物一棟)は、「負代値ヲ以下渡し」とあって、評価額はいくらであったのか明らかでないが、有償であった。

3 しかし、右、元会所の建物を場所請負人から返納を受け、とあるが請負場所の施設はすべて場所を請負った側が設備するのが当時の例であるのに、事業報告では山越内では元場所請負人から官側(今回の場合、松前藩「元治元年」といえば、当地方は、幕府館奉行の支配であった)へ返納し、これをさらに村並に有償交付したとあるのは何故であろう。

推測するに、実際には場所請負人から直接村並責任者へ交付したが、手続上、一旦松前藩に交付し、さらに、交付を受けた松前藩から村並に下げ渡した形をとったものであるのかも知れない。

4 右沿革「3」に記述の、明治五年には宿駅の名稱を駅場と改めると共に、これまで駅場取扱人は無給であったのを年給

七〇円支給することとした。これまで駅場責任者は村並役人が兼務していたので無給であったがこれを独立させ新たに駅場取扱人を置いたのである。これによって元治元年以来配置していた郵便は廃止したものとと思われる。

なお、詳細については後述の「駅運取扱人」の項で記述する。

5 翌六年三月一五日、元治元年以来続いていた松前藩(明治二年以降は開拓使)による宿駅の管理運営は全面的に村並に移管され、経費の収支についても村並の自主運営(民費)とした。

6 前述の「沿革5」に記述の明治一二年一〇月には人馬懸立懸札料によって給料等に充てたとあるのは、函館支庁管内における駅制大改革によって開拓使による宿駅の運営は廃止され、民営の個人請負による人馬懸立所に移行した。その経費は人馬懸立てを営業とする者から懸札料を収めさせ運営費に当てたことを指しているであろう。

7 駅路沿革志によると隣駅の落部駅との距離は二里四丁である。路面も平坦で通行も容易であるが、行く手の黒岩駅へは四里一八丁で、この方についても路面良好であるとしている。

文化財の指定は慎重に

(以下次号)

千歳市指定の「駅運看板」に思う(一)

平成十六年五月、北海道文化財保護協会発行「文化情報」によると、昭和五十二年四月二十三日千歳市有形文



文化財指定の左記「駅運看板」についての紹介記事が掲載されている。

警察署

各御定宿

電信局

新保旅館

創業明治五年

一読したところによると、この文化財指定に疑問があるほか、記事内容についても誤解又は検討が十分でない結果によると認められる誤りが多数ある。一つ一つ指摘するわけにいかぬので、三取り上げることにした。

なお、他人の誤りを直すことは余り心地いいものではなく、また私自身も高齢で、同じ誤りを犯す可能性があるので、他人を責める立場にないが、私も学究の徒であり、誤りを見逃すことも憚られるので決断した次第である。

記

一 「駅運看板」と認定したことについて

まず最初に、この看板を何をもって駅運所の看板であると認定したのであろう。この看板には、明治五年創業とあって、この年、駅運所が業務を開始したように記載されているが、同駅運所が明治五年に創業したという根拠は何によったのであろう。また、当時の駅運取扱人についても、左記のとおり、明らかに資料上の取扱人と別人である。

文化情報の説明記事によると

「この新保旅館に掲げられていた看板が市指定有形文化財「駅運看板」である。創業時の看板ではないが、電信局の文字も入っており、千歳市の郵便・通信史上において欠くことのできない文化財である」と、記載している。

なぜここに、電信局と記載されているから、郵便・通信史上欠くことのできない文化財なのであろう。駅運の所在を知らせる看板と直接関係がないと思われるがどうであろう。

以下、私がこの看板に疑問を持つに至った資料を挙げると、

二 千歳駅運所の履歴と取扱人

千歳駅運所の江戸時代から明治初期にかけての経歴を調べてみると、

開拓使事業報告第四編によると

「文政年間松前藩ノ時漁場受負人山田某駅場ヲ設置シ駅務ヲ取扱フ(明治四年八月本使駅運ヲ管ス)とあって、文政以来勇払場所(千歳を含む)の場所請負人山田文右衛門が松前藩と場所の請負を契約するに当たり、契約条項の中に①人馬の糞立、②旅人(公人)の宿泊、③御用状の糞立があって、現地にそのための施設が設けられた。なお、この駅運施設は、開拓使時代になるに及んで入植者等一般人の糞立、宿泊、貨物の運送(信書の取扱いは郵便局の専任)に移行した。

また、文右衛門は、場所請負人から漁場持に名称が変わったのちも引続き勇払郷の漁場持を命じられるとともに、駅制の負担も従来のままとした。

明治四年八月、駅制が開拓使に移管された以後も、千歳駅通所及び同取扱人は従来どおりであった。

三 千歳駅通所の移譲

しかし、千歳駅通所は、右のとおり文右衛門が名義上の取扱人であったが、現地の駅務は漁場持山田文右衛門の千歳郡支配人石山専蔵が取り仕切っていた。

明治八年に至って文右衛門は、漁場持をはじめ北海道における漁場持経営の一切から手を引くこととなった（もともと文右衛門は故郷大阪に居住し、業務は現地の支配人に任されていた）。それと共に、駅通業務についても千歳郡・勇払郡所在の駅通は、これまでの現地指揮者である支配人に移譲することになった。

開拓使では、次のとおり後任の辞令を発令することとした。
「山田文右衛門儀駅通取扱差免候ニ付千年勇払両郡ノ左之者ニ取扱申付可然哉辞令案并方法書取調相伺候也
明治八年四月七日
辞令案

当分千歳村駅通取扱申付之事

石山 専蔵

但為御手当壹ヶ月金六円宛被下候事

取扱方法調

注、右、取扱方法調及び千歳郡以外の駅通取扱人については省略する。右は「案」のとおり発令された。

千歳駅通取扱人 石山専蔵

今般山田文右衛門依頼駅通取扱并漁場持被差免各駅共

「二新タニ取扱申付候ニ付就而も駅通并附属諸品山田文右衛門ヨリ引継相請代儀ヲ積品々取調可差出候事」
業務引継ぎに当たっては種々問題があったが（その経緯は省略）、右、経過を経て石山は、新たな千歳駅通取扱人として、駅通業務を引継いだのである。

付言すると、石山が駅通取扱人に任命された二年六か月前の明治五年十月、当地に千歳郵便取扱所が開設されたが、当時、山田文右衛門下の支配人石山専蔵が郵便取扱人に命じられた。

(以下次号)

○ 資料寄贈お礼

- 一 雷電伝備機航来状況 東京都 笠井 哲哉氏
- 二 青森県郵便創業資料 同 同
- 三 菅江直澄資料 札幌市 櫻 比呂志氏
- 四 札文華駅通所の資料 東京都 熊谷 全弘氏
- 五 青森県明治五年郵便資料 同 笠井 哲哉氏

発行年月日 平成十六年七月十日

発行 者 札幌市南区川沿四条五丁目 三の一

史学研究会 主宰 宇 川 隆 雄

TEL 011-571-8802

ホームページ

<http://rahi.jp/infoseek.co.jp/>